

東根市保育料負担軽減事業費補助金申請手続きのご案内 (令和7年9月から令和8年3月分)

○内容を確認の上、期日まで関係書類をご提出ください。

1. 補助概要 別紙（届出保育施設等に入所する児童の保育料負担軽減補助のご案内）

2. 提出書類（①～④をそろえてご提出ください。）

①交付申請書（様式第1号）

②保育料負担軽減に関する調書（様式第2号）

⇒記入例に沿ってご記入ください。

③保育の必要性が確認できる書類（保護者分）

⇒保育の必要性の理由に応じて関係書類をご準備ください。

（市指定様式はこども家庭課の窓口か、ホームページからダウンロードしてください。）

④請求書

保育の必要性の理由	提出書類
① 就労（月48時間以上） ※育休取得期間は対象外	就労証明書（市指定様式） ※自営業または農業をされている方は事業内容がわかる書類（事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定申告書（収支内訳書）のいずれか1つ）の添付が必要です。
② 出産（産前8週、産後8週） ※認定は当該期間のみ	母子手帳の写し (名前、出産（予定）日が明記されているページ)
③ 病気または障がい	診断書、障害者手帳などの写し
④ 親族の介護	診断書、介護保険証などの写し
⑤ 災害復旧	災害証明書の写し
⑥ 求職活動 ※認定は最大90日	・申立書（市指定様式） ・求職活動をしていることがわかる書類の写し (ハローワークカードなど)
⑦ 就学	在学証明書などの写し

3. 提出先 タントクルセンター こども家庭課窓口

4. 提出期限 令和8年3月13日（金）

※該当・非該当の判断を市で行いますので、該当するかご不明な場合は、こども家庭課窓口にてお問い合わせください。